

議案第 13 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(小田原市表彰条例及び小田原市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 小田原市表彰条例(昭和 42 年小田原市条例第 1 号)第 9 条第 1 項第 1 号
- (2) 小田原市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和 39 年小田原市条例第 57 号)第 6 条第 1 号

(小田原市職員の給与に関する条例等の一部改正)

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 小田原市職員の給与に関する条例(昭和 37 年小田原市条例第 5 号)第 19 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 19 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号
- (2) 小田原市職員の退職手当に関する条例(昭和 26 年小田原市条例第 160 号)第 13 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 14 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 15 条第 1 項第 1 号並びに第 17 条第 4 項
- (3) 小田原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例(平成 27 年小田原市条例第 43 号)第 5 条第 1 項第 2 号
- (4) 小田原市公設地方卸売市場条例(昭和 47 年小田原市条例第 55 号)第 6 条の 3 第 6 号ウ及び第 17 条の 2 第 3 号
- (5) 小田原市下水道条例(昭和 41 年小田原市条例第 38 号)第 5 条の 13 第 2 号
- (6) 小田原市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例(昭和 41 年小田原市条例第 41 号)第 4 条第 1 号

(小田原市情報公開条例等の一部改正)

第 3 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 小田原市情報公開条例(平成 14 年小田原市条例第 32 号)第 32 条
- (2) 小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和 4 年小田原市条例第 28 号)附則第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項
- (3) 小田原市個人情報保護審査会条例(令和 4 年小田原市条例第 29 号)第 13 条
- (4) 小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例(平成 6 年小田原市条例第 27 号)第 16 条

- (5) 小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例（平成15年小田原市条例第31号）第42条第1項

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮は、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。
- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の小田原市職員の給与に関する条例第19条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）（これらの規定を同条例第20条第4項及び第22条第6項並びに小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第4号）第4条の3第4項において準用する場合を含む。）の規定並びに小田原市職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第3項及び第4

項（これらの規定を小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例第5条第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

刑法の一部改正に伴い、用語の整理が必要となる小田原市表彰条例ほか12件の条例を一括して改正するため提案するものであります。